

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6月 4 日

福島県知事
内堀雅雄 殿



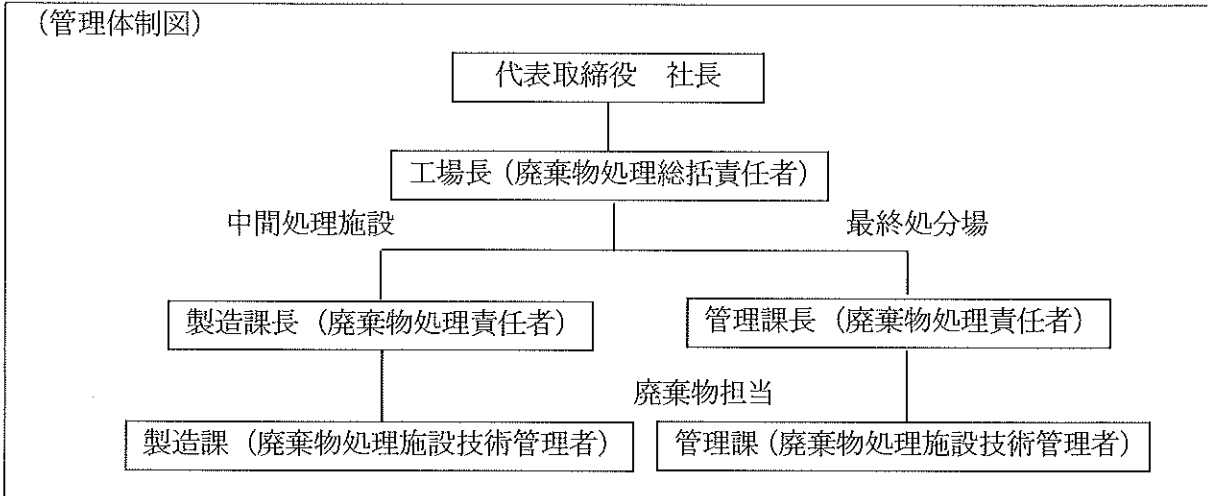
提出者

住 所 白河市和尚壇9番地
氏 名 東北ポール㈱ 白河工場
工場長 橋本文彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0248-22-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東北ポール㈱ 白河工場
事業場の所在地	白河市新白河四丁目13
計画期間	令和 元年度
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	コンクリート製品製造業
②事業の規模	1,386,635千円
③従業員数	65名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (平成30年度) 実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず	廃プラスチック類	金属くず	廃油	木くず
	排出量	1,808 t	1,124 t	23 t	2 t	2 t	28 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥については、主力製品の一つであるコンクリートポールで、遠心力成形時に発生する汚水を製品内部に封じ込めることで、廃棄物の発生を抑制している。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず	廃プラスチック類	金属くず	廃油	木くず
	排出量	2,000 t	500 t	10 t	2 t	2 t	20 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥については、上記を継続する。 木くずについては、製品の台木をプラスチック台木に変える等の研究に取り組んでいる。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

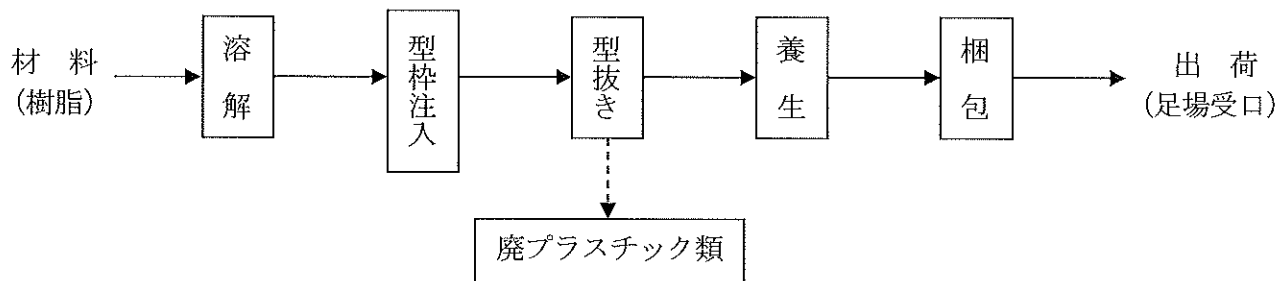
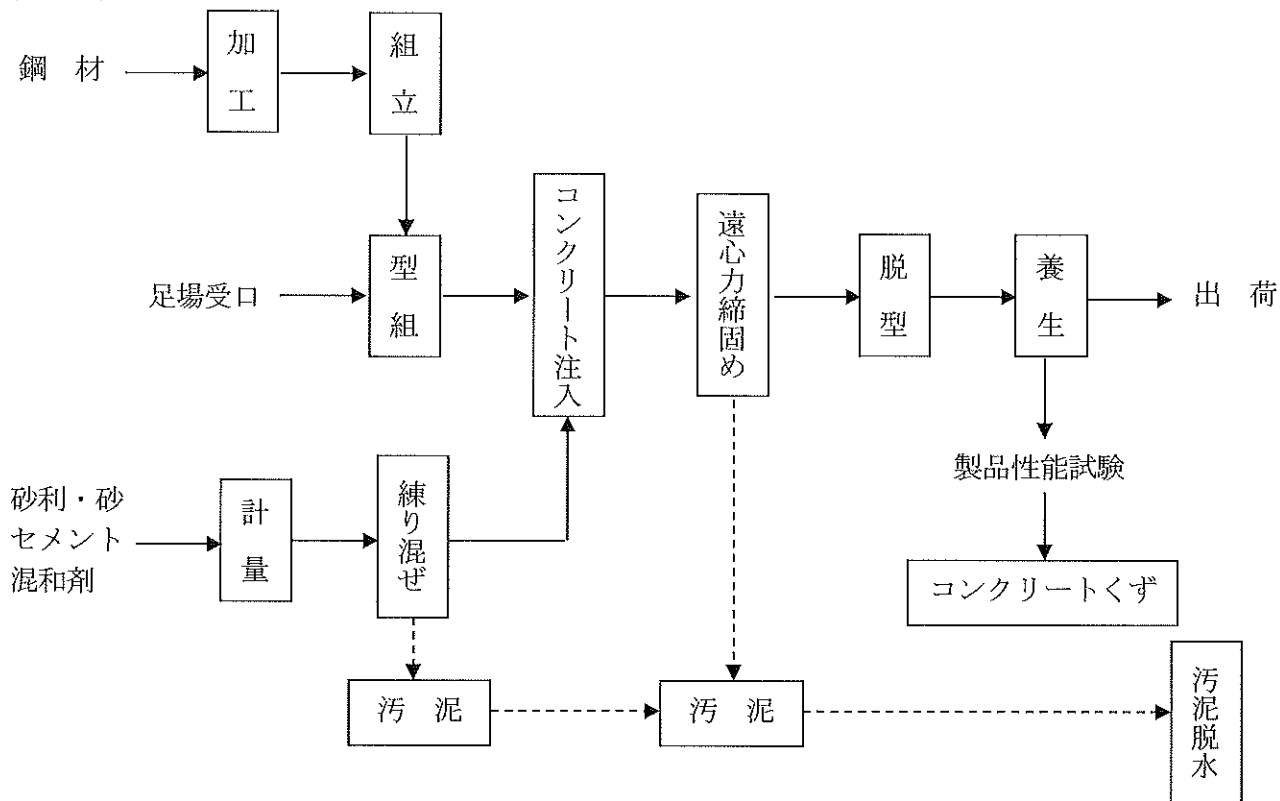
①現状	【前年度（平成30年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,017 t	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,000 t	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
①現状	【前年度（平成30年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	182 t	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	250 t	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（平成30年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず	廃プラスチック類	金属くず	廃油	木くず
	全処理委託量	609 t	1,124 t	23 t	2 t	2 t	28 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	2 t	— t	— t
	再生利用者への処理委託量	609 t	1,124 t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし						

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず	廃プラスチック類	金属くず	廃油
②計画	全処理委託量	750 t	500 t	10 t	2 t	2 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	2 t	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	500 t	500 t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし						

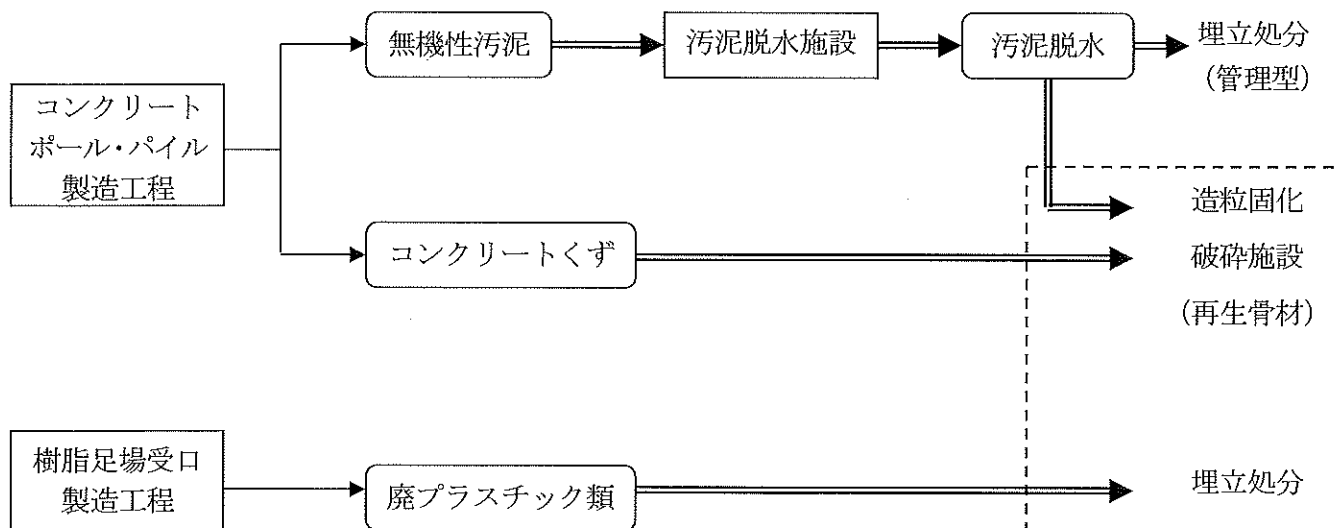
産業廃棄物の一連の処理の工程

製造工程



産業廃棄物処理工程

====> 廃棄物の流れ - - - - - 委託処理部分の範囲



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2019年度

処分場の水質自主測定計画

検査対象	検査項目	頻度	実施時期	記事
観測井戸	25~27	1回/月	毎月	上流側、下流側
	1~24、28~33、34	1回/年	5月	
浸出水	25~32	1回/月	毎月	
	1~24	2回/年	5月、10月	
	33~43	1回/年	5月	
放流水	25~32	1回/月	毎月	pHは連続自動記録
	1~24、43	2回/年	5月、10月	
	33~42、44	1回/年	5月	
公共用水域	1~11、13、17、25~31、33~40	1回/年	5月	No.1~4地点
埋立てる廃棄物	1~11、25、45、46	2回/年	2月、8月	放流水の項目で検査

地下水の検査項目(観測井戸)		浸出水、放流水、公共用水域の検査項目	
1. カドミウム	25. 水素イオン濃度	1. カドミウム	25. 水素イオン濃度
2. 全シアン	26. 電気伝導率	2. シアン	26. BOD
3. 鉛	27. 塩化物イオン	3. 有機磷化合物	27. COD
4. 六価クロム	28. 有機りん	4. 鉛	28. SS
5. ヒ素	29. フッ素	5. 六価クロム	29. ルマルヘキサン抽出物質(鉱油)
6. 総水銀	30. ほう素	6. ヒ素	30. " (動植物油)
7. アルキル水銀	31. 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	7. 総水銀	31. 大腸菌群数
8. PCB	32. 塩化ビニルモノマー	8. アルキル水銀	32. 全窒素
9. ジクロロメタン	33. 1,4-ジオキサン	9. PCB	33. フェノール類
10. 四塩化炭素	34. ダイオキシン類	10. トリクロロエチレン	34. 銅
11. 1,2-ジクロロエタン		11. テトラクロロエチレン	35. 亜鉛
12. 1,1-ジクロロエチレン		12. ジクロロメタン	36. 溶解性鉄
13. 1,2-ジクロロエチレン		13. 四塩化炭素	37. 溶解性マンガン
14. 1,1,1-トリクロロエタン		14. 1,2-ジクロロエタン	38. 全クロム
15. 1,1,2-トリクロロエタン		15. 1,1-ジクロロエチレン	39. フッ素
16. トリクロロエチレン		16. シス-1,2-ジクロロエチレン	40. 全りん
17. テトラクロロエチレン		17. 1,1,1-トリクロロエタン	41. ほう素
18. 1,3-ジクロロプロペン		18. 1,1,2-トリクロロエタン	42. アンモニア・アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及硝酸化合物
19. チウラム		19. 1,3-ジクロロプロペン	43. 1,4-ジオキサン
20. シマジン		20. チウラム	44. ダイオキシン類
21. チオベンカルブ		21. シマジン	45. 含水率 (埋立廃棄物のみ)
22. ベンゼン		22. チオベンカルブ	46. 油分含有試験 (埋立廃棄物のみ)
23. セレン		23. ベンゼン	
24. 過マンガン酸カリウム消費量		24. セレン	